

伊丹市幼児教育ビジョン策定委員会条例施行規則（平成
29年教委規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、伊丹市幼児教育ビジョン策定委員会条例（平成29年伊丹市条例第21号）第5条の規定に基づき、伊丹市幼児教育ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（部会）

第5条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は，教育委員会事務局幼児教育施策推進班において処理する。

（細則）

第7条 この規則に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，会長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。